

**様式第四**（第2条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講じることが必要でない又は適当でない判断する理由
2. 規制の特例措置の整備によらず、新技術等実証の実施が可能となる範囲若しくはそのための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容
3. 革新的事業活動評価委員会からの意見の概要
4. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応可能な新技術等実証の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。